

3カ月を上限として家賃相当分を支給

○生活困窮者自立支援事業費／住居確保給付金 3,069万8,000円

(概 要) 離職・廃業の日から2年以内で、収入を得る機会が減少し、就労能力および就労意欲のある方で、住居を喪失している、またはその恐れのある方に、原則3カ月を限度として家賃相当分を支給するための経費を増額して計上するもの。

質 疑

就労支援などを実施する自立相談支援機関とはどのような機関か。

答 弁

自立相談支援機関は、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所に設置または委託して行う事業であり、本市は福祉事務所内の保護課に設置して直営で行っている。

質 疑

持ち家がある方は、住宅確保給付金の対象になるのか。

答 弁

住居確保給付金は、家賃の補填となるので、持ち家の場合は対象にならない。



住宅確保給付金チラシ

議案第38号 令和2年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

○保険給付費／傷病手当金 500万円

(概 要) 国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限る。）のうち、療養のため労務に服すことができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱などの症状があり感染が疑われる者に限る。）に対して傷病手当金を支給するための経費を計上するもの。

質 疑

予算の算出根拠は。また、対象者数をどのくらい見込んでいるのか。

答 弁

給与所得のある被保険者数が約6,300人で、1カ月の所得を11～13万円程度、勤務日数を月22日、1日の所得を約6,000円に設定している。ウイルスの潜伏期間を14日とし、平均支給額は1人当たり5万円を算出している。対象者数は100人程度を見込んでいる。

質 疑

「発熱などの症状」とは具体的にどのような症状か。自営業者の方への対応、家族が新型コロナウイルス感染症の疑いがあり自宅待機になった場合の対応はどうなるのか。

答 弁

「発熱などの症状」は、具体的には、風邪の症状や嗅覚に異常を感じられる場合がある。自営業者の方の場合、国民健康保険の被保険者本人は対象外であり、雇用されている家族は対象になる。家族に感染の疑いがあり、自宅待機になった方の場合、傷病手当金は療養のため仕事ができない期間に支給されるものであるため、本人に症状がない場合は対象外となる。